

平成29年11月 藤枝市議会定例会

総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

平成29年12月21日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、議案7件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に報告いたします。

最初に、第94号議案「平成29年度藤枝市一般会計補正予算（第4号）」のうち、本委員会に分割付託された費目について、申し上げます。

はじめに、歳入で、「17款、寄附金について、ふるさと応援寄附金の状況と補正金額の内訳を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「ふるさと応援寄附金が、11月末現在で、約15億7,000万円あり、昨年同時期と比較して、約6億7,000万円増えている。今後、昨年度と同じような寄付金額があった場合、約33億円の見込みとなり、8億円を補正額とした。内訳は、半額の4億円は返礼品代としての報償費、1億2,000万円は返礼事務にかかる代行手数料としての役務費などを見込んでいる。」という答弁がありました。

次に、「藤枝市の地場産品を売り込むことも、目的の一つと考えるがどうか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「12月は、毎週のように新聞折り込み等で宣伝しており、いちごやみかんのような地場産品を積極的に

売り込んでいる。」という答弁がありました。

最後に、「歳入18款、繰入金、歳出2款、総務費について、財政調整基金の取り崩しをやめ、元金積立をする経緯を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今回補正の繰入金と積立金を除いた、歳入約8億5,000万円と歳出約5億8,000万円の差引額が約2億7,000万円となるため、9月補正後の財政調整基金の繰入金1億5,207万円の取り崩しをやめて全額を減額し、さらに、残りの1億2,051万2千円の積み立てを行うものである。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第97号議案「藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第98号議案「藤枝市行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

はじめに、「本制度の本格運用によって、市役所の事務量の軽減など、どれだけのメリットがあるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「マイナンバー制度で省略可能となるのが、年間約 8,000 件の手続きで、市民が各種申請時に、提出を求めたりする添付書類が必要なくなるので、そのような手続きが減ることで、事務量の軽減につながっていくものと考えられる。」という答弁がありました。

次に、「今後、市民へは、どのような利便性が考えられるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「マイナポータルで提供されるサービスで、公共・民間の各サイトを一つの ID パスワードで利用できる機能、公金決裁サービスがあり、税などの社会保険料のオンライン納付も平成 30 年度以降、順次実施される予定である。また、ワンストップサービスで、民間事業者とも連携して、引っ越しや死亡等に係る情報変更を利用者が選んで一括提出する機能もある。さらに、ふるさと納税では、寄附金控除

の書類をそのまま添付書類として使える機能が、平成 31 年 1 月以降に追加される予定である。」という答弁がありました。

次に、「情報漏えいのリスクに対し、安全に運用するための情報セキュリティについて伺う。」という質疑があり、

これに対して、「標的型攻撃への対応は、本市も参加している自治体情報セキュリティクラウドにより、高水準の監視体制が確保されている。また、実効性の高いネットワークの分離については、本市は、昨年度で全て完了している。さらに、事務用パソコンを起動するときには、USBのキーと利用者のパスワードの両方で認証している。こうした、セキュリティ対策については、国・県等も連携する中で、考えられるものは全て実施をしており、ヒューマンエラーについても、本市のセキュリティーポリシーに基づき、今後もしっかり行っていく。」という答弁がありました。

討論では、初めに「制度は発足して、2年近くたつが、マイナンバーカードの交付率が1割程度の状況であること自体、この制度の失敗を物語っている。今回の改定で、藤枝市への転入者の手間が省けるとされるが、引っ越しの手続きが省略されたところで、どれほどの市民が喜ぶか。福祉分野で

の書類の省略もマイナンバーでなければ解決できない内容ではないことは、本会議で明らかになった。

また、国をはじめ、地方自治体、医療機関、税務署、民間企業など、この運用によって5,000以上のプレーヤーが同一システムを作ることになるが、セキュリティ対策が万全であるとは証明されていない。符号とパスワードが漏れれば、その人の納税滞納状況、福祉受給状況、医療情報など、深く個人に関わる情報が、一瞬にして知れ渡ってしまう。

さらに、法定受託事務でありながら、それ以外の分野にまで制度利用範囲を拡大し実行することは、最大の問題であると指摘しておく。今後、どの程度費用負担がかかるのかも未知数であり、国民にとって不要な制度は、地方自治体からも廃止の声を上げるべきであり反対する。」という討論がありました。

次に、「今回の条例改正は、マイナンバー法に定める法定事務に類する事務であり、本市が独自に行う事務、いわゆる「独自利用事務」において、個人番号を利用して他団体との情報連携を実施するための改正である。

対象となる事務は、重度障害者の医療費助成に関する事務、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務、ひと

り親等の医療費助成に関する事務、子どもの医療費助成に関する事務などである。これらの申請を行う場合に所得課税情報、住民票情報、国民健康保険情報、生活保護情報、児童扶養手当情報などの添付書類を省略できるようになり、申請者が書類を取り寄せる手間を大幅に削減できる。

総務文教委員会の行政視察で訪問した新潟県三条市では、今回藤枝市で実施しようとする独自利用事務以外にも、マイナンバーカードを利用した独自事業を実施しているが、システムダウンや情報漏えいなどの問題もないとのことであった。

今後、個人情報の扱いには十分に注意するとともに、万全なセキュリティ確保と、さらなる工夫及び適正な運用を求めて賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第99号議案「藤枝市税条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第100号議案「藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第104号議案「藤枝市民会館の指定管理者の指定について」、申し上げます。

はじめに、「焼津市の施設と比較して、イベントの数や内容については、市民会館の客席数を考えれば、単純に比較はできないと考えるがいかがか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「焼津市の施設と比べると、客席数などの施設面で条件は厳しいが、既存施設のなかで、最大限できる催しを指定管理者とともに行っていく。」という答弁がありました。

次に、「市民会館の運営を、指定管理者から直営にもどす場合について、どのように考えるか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「文化施設の運営には、非常に高い専門性が求められると考えている。特に、市民会館の運営には、直



営で運営するよりは、専門性の高い指定管理者での運営が最適と考えている。」という答弁がありました。

最後に、「㈱アス・藤枝オリコミピーアールグループは、興行的にも非常に優れた経営方針を持っていると思うが、いかがか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「㈱藤枝オリコミピーアールは、従来から、市内で文化活動を展開してきており、本市の文化振興に尽力いただいている。また、高い広報力を持ち合わせ、㈱アスとグループになることで、効果的な運営ができると考えている。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第108号議案「志太広域事務組合規約の変更について」、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。